

# 横浜市家庭防災員要綱

制 定 平成15年5月19日(消予第13号)

最近改正 令和5年3月 日(消予第 号)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、家庭防災員の研修及びその他必要な事項について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 家庭防災員 防火防災に関し必要な知識及び技術を身につけることを目的とした研修を受講し家庭防災員研修修了証（以下「修了証」という。）を交付された者をいう。
- (2) 家庭防災員制度 「自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修制度」をいう。
- (3) 研修 家庭防災員研修受講者（以下「研修受講者」という。）に対し、防火防災に関し必要な知識及び技術を身につけさせるため、消防署長（以下「署長」という。）が実施する研修をいう。
- (4) 自主活動 家庭防災員が主体となり、家庭防災員個人又はグループが企画実施する、防火防災に係る研修、訓練、調査研究活動などをいう。

## (募集方法)

第3条 署長は、自治会・町内会長からの推薦又は自治会・町内会等を通じた研修の案内により受講者を募集するものとする。

## (修了証等)

第4条 市長は、研修修了者に対し、家庭防災員研修修了証（以下「修了証」という。）を交付するものとし、修了証の交付にあたっては、地域の実情に応じた対応を可能とする。

- 2 修了証の交付は、行政区ごとに実施するものとする。
- 3 研修の際には、家庭防災員研修テキストを配布する。

## (研修)

第5条 研修受講者は、防火防災に関し必要な知識及び技術を身につけるため、研修を受けるものとする。

- 2 研修期間は1年間とする。
- 3 研修内容は、予防部長が定めるものとする。
- 4 署長は、家庭防災員研修年間計画を作成するとともに、研修を実施する場合は、研修受講者に関催日時等を通知するものとする。
- 5 署長は、研修を実施した場合は、受講状況を管理するとともに、消防局長に報告するものとする。

## (自主活動)

第6条 署長は、自主活動を奨励し、可能な範囲において支援するものとする。

- 2 署長は、研修受講者に対し自主活動への参加を促すものとする。

## 第7条 削除

(地区連合町内会長との連携)

第8条 署長は、地区連合町内会長及び自治会町内会長との連絡調整を図り、家庭防災員の研修及び活動が円滑に行えるよう十分に配慮するものとする。

(家庭防災員との連絡体制)

第9条 署長は、家庭防災員との連絡体制を密にするため必要と認めた場合は、地区連合町内会を単位して地区連絡員を、自治会町内会を単位として連絡員をそれぞれ置くことができるものとする。

2 署長は、研修に家庭防災員の意向を反映させるため、必要な連絡調整を行うものとする。

## 第10条 削除

(事故防止)

第11条 署長は、研修を実施するにあたり、安全管理に留意し、事故防止に努めるものとする。

2 署長は、研修により事故が発生した場合は、事故の概要を速やかに予防部予防課長に連絡するとともに、家庭防災員事故発生状況報告書(別記様式)により、事故発生日翌日から3日以内に予防部長に報告するものとする。

3 署長は、前項の事故の発生状況を家庭防災員事故発生状況報告簿により、管理するものとする。

## 第12条 削除

## 第13条 削除

(家庭防災員情報の管理)

第14条 署長は、家庭防災員及び研修受講者に関する情報(氏名、住所、電話番号、地区連合町内会名、自治会町内会名、研修受講状況)を適正に管理するものとする。

2 家庭防災員及び研修受講者に関する個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成17年横浜市条例第6号)及び「同施行規則」(平成17年3月規則第46号)によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は予防部長が定める。

附 則（平成年 5 月 19 日消予第 13 号）  
この要綱は平成 15 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 23 日消予第 95 号）  
この要綱は平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日安予第 501 号）  
この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日安予第 827 号）  
この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日消予第 618 号）  
この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消予第 989 号）  
この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日消予第 1192 号）  
この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 日消予第 号）  
この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

消 第 号  
年 月 日

予 防 部 長

消 防 署 長

## 家庭防災員事故発生状況報告書

事故発生日時	年	月	日 ( )	時	分
氏 名				年 齡	
事故発生場所					
研 修 内 容					
事故発生状況					